

【給料債権及び退職金債権－民間会社用】

差押債権目録

金 円

債務者（ 勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

【給料債権及び退職金債権（役員報酬併存型）】

差押債権目録

金 円

債務者（ 勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 3 役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬及び賞与から1と同じ税金等を控除した残額
- 4 上記1ないし3により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、
 - ① 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1
 - ② 役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして1ないし3と合計して頭書金額に満つるまでなお、支払期が同日となる最終回分については、上記記載の順序による。

【役員報酬債権及び役員退職慰労金債権】

差 押 債 権 目 錄

金 円

- 1 債務者が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する役員報酬及び役員としての賞与から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額にして、頭書金額に満つるまで
- 2 上記1により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして、上記1と合計して頭書金額に満つるまで

【給料債権及び退職金債権（給料支払形態不明型】

差押債権目録

金 円

ただし、債務者が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する給料債権（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）及び継続的に支払を受ける労務報酬債権（日給、週給、歩合手当、割増金）並びに賞与債権（夏季、冬季、期末、勤勉手当）の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の4分の1（ただし、給料債権及び継続的に支払を受ける労務報酬債権から上記と同じ税金等を控除した残額の4分の3に相当する額が、下記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額。また、賞与債権については、上記税金等を控除した残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）にして頭書金額に満つるまで。

なお、前記により弁済しないうちに退職したときは、退職金債権から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、前記による金額と合計して頭書金額に満つるまで。

一覧表

支 払 期	政令で定める額
毎 月	330,000円
毎 半 月	165,000円
毎 旬	110,000円
月の整数倍の 期間ごと	330,000円に当該倍数を乗じて得た金額に 相当する額
毎 日	11,000円
その他の期間	11,000円に当該期間に係る日数を乗じて得た 金額に相当する額

(別紙3)

【俸給債権及び退職金債権－公務員用】

(注意) 申立てをされる際は、末尾の※部分と本記載を抹消してご利用ください。

差 押 債 権 目 錄

金 円

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

1 俸給・給料及び諸手当（ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

2 期末手当、勤勉手当（その他の賞与の性質を有するものを含む。）から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

※ 国家公務員共済組合法等の一部改正（平成27年10月1日施行）を受けて、従前「共済組合掛金」と表示していた部分を「社会保険料」に変更したものです。改正法の施行後は、給料から「共済組合掛金」に加えて「組合員保険料」が控除、徴収されることになりますが、両者とも給料から控除すべき社会保険料に該当することから、民間会社用の目録と表現を同じにしたもので、従前と何ら変わるものではなく、この目録は現在から利用することができます。なお、地方公務員に対する場合も同じ記載になります。

【地方議員報酬債権】

差押債権目録

金円

債務者が第三債務者から支給される、本命令送達日以降令和 年 月
日までの報酬及び期末手当にして、各支払期に受ける金額から所得税、住民税及
び 議会議員共済掛金を控除した金額にして、頭書金額に満つるまで